

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づく町の財政指標を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、全ての市町村は、毎年度の決算時において、健全化判断比率(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標)および資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務づけられています。



また、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定した上で、財政の健全化に向けて取り組まなければなりません。

平成27年度決算に基づく玉村町の健全化判断比率および資金不足比率については下記のとおりです。

【健全化判断比率の状況】

健全化判断比率は、以下のとおり、いずれも早期健全化基準を下回りました。

(単位:%)

①実質赤字比率	27年度	赤字なし		14.05	20.00
	26年度				
②連結実質赤字比率	27年度	赤字なし		19.05	30.00
	26年度				
③実質公債費比率	27年度	 3.7		25.0	35.0
	26年度	 3.7			
④将来負担比率	27年度	3.2		350.0	—
	26年度				

早期健全化基準

財政再生基準

【資金不足比率の状況】

資金不足比率は、次のいずれの会計においても資金不足は生じませんでした。

■公営企業会計の種類

水道事業会計、下水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計

【各比率の説明】

実質赤字比率

一般会計において、標準的な年間収入に対する赤字の割合を表す比率

連結実質赤字比率

一般会計に各特別会計と公営企業会計を加えた全会計において、標準的な年間収入に対する赤字の割合を表す比率

実質公債費比率

町の全会計と関係する一部事務組合の会計において、標準的な年間収入に対する借入金の返済額の割合を表す比率

将来負担比率

町の全会計と関係する一部事務組合、第三セクターの会計において、標準的な年間収入に対する将来負担すべき負債額の割合を表す比率

資金不足比率

公営企業会計において、事業規模に対する資金不足額の割合を表す比率